

# 平成 28 年度岐阜県農薬危害防止運動実施要領

## 第 1 目的

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、県では従来から、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）及び毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬が検出される事例が依然として散見される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用された事例も散見され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

## 第 2 名称

平成 28 年度岐阜県農薬危害防止運動

## 第 3 実施期間

平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで

## 第 4 実施主体

岐阜県

## 第5 実施事項

### 1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

＜農政部又は環境生活部の実施事項＞

#### (1) 広報による普及啓発

県地デジデータ放送、ポスター、インターネット等多用な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

#### (2) 講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者、販売者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等について各種講習会等を通じて農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

#### (3) 関係機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

関係機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急措置等について参考となるホームページを紹介する。

＜健康福祉部の実施事項＞

#### (1) 講習会等の開催及び協力

保健所で開催される会合等を利用し、農薬危害防止の周知を行う。

#### (2) 毒劇物たる農薬の取扱者に対する指導

毒物劇物取扱業者（毒物劇物農業用品目販売業者）に対して立入検査を実施、毒劇物たる農薬の販売、保管管理、譲渡書の内容、不要となった農薬の処分方法等に関し、その適切な取扱いについて指導するとともに、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。

#### (3) 関係機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

関係機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急措置等について参考となるホームページを紹介する。

### 2 農薬による事故を防止するための指導等

農政部においては、農薬使用者等に対し、次に掲げる事項を遵守するよう、農業関係団体と連携を図り指導する。

#### (1) 農薬使用時の事故防止対策の周知

農薬使用の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

##### ア 農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

農薬の調整、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用するよう指導を徹底する。

#### イ 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後のビニール等での被覆を確実に行う等の安全確保を徹底すること。また、使用場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行うよう指導を徹底する。

（「クロロピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

#### ウ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないように、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、その事項の遵守を徹底すること。

##### ① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む。）において農薬を散布する場合は、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知を行う。

##### ② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除による対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面、看板等により周辺住民、施

設利用者等への周知を行うこと。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講じる。

さらに、農薬使用者等だけでなく、国及び地方自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底する。

#### エ 航空防除における農薬散布に当たっての留意事項の徹底

- ① 無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前に、農薬を散布する日時、散布する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行う。また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意する。

(無人航空機：「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」(平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「指導指針」という。)参照)

- ② 無人航空機については、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)の改正(平成 27 年 12 月 10 日施行)により、農薬散布等に無人航空機(本体の重量及びバッテリーの重量の合計が 200kg 未満のものを除く。)を利用する場合には、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要となったので、必要な手続きを行う。また、無人航空機による農薬散布について、安全対策を徹底し、事故防止を図る。

具体的には、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、架線等の危険箇所の把握、オペレーター及びナビゲーターの配置、飛行方法の選定等について、実施計画策定時及び散布実施時において十分に検討・確認し、安全かつ適正に実施する。

さらに、具体的な危険箇所の確認が事故発生防止には重要であり、散布ほ場及びその周辺の地図を作成し、オペレーターとナビゲーターが連携して散布ほ場の下見を行うことにより、危険箇所及び飛行経路を明確に地図に示す等、事前確認を強化・徹底する。

なお、機体の軽い小型の無人航空機(いわゆるドローン等)は、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいため、これを利用して農薬散布を実施する場合には、風速が 3m/秒を超える場合には農薬散布を実施しないことを徹底するとともに、飛行高度、飛行速度及び飛行間隔の保持に努める。

また、万が一事故等が発生した場合には、農林水産省に事故発生情報を報告する等、指導指針に基づき適切に対応する。その際、人の死傷、第三者の物件の損傷等の特に重大な事故が発生した場合には、直ちに国土交通省にも事故発生情報を報告する。

(指導指針及び「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承

認の取扱いについて」(平成 27 年 12 月 3 日付け国空航第 734 号国空機第 1007 号・27 消安第 4546 号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長通知)参照)

- ③ 公園、森林、ゴルフ場等において無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前周知の実施等により、周辺住民、施設利用者等に十分に配慮する。

## (2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令及び別記 1 に基づく対策の徹底を図るよう指導する。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底する。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫等の近くに置かない。万が一、容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じる。

(「農薬の誤飲を防止するための取組について」(平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知) 参照)

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令等を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処理する。

## (3) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

## (4) 事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬により事故の状況を的確に把握する。

## 3 農薬の適正使用等についての指導等

### (1) 農薬使用基準の遵守の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号)を踏まえ、適用作物、使用量、希釈倍率、使用時期及び使用回数等の農薬使用基準、適用病虫害の範囲及び使用方法並びに使用上の注意事項の遵守を徹底するよう指導する。

(「農薬適正使用の徹底について」(平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農林

水産省消費・安全局農産安全管理課長通知) 参照)

また、別記 2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう、関係部局と協力し、指導を行う。

加えて、農業者に対しては、「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」(平成 22 年 4 月 21 日付け 22 生産第 479 号農林水産省生産局長通知)、「岐阜県 GAP 導入推進マニュアル第 3 版」(平成 26 年 3 月 28 日付け農園第 1559 号岐阜県農政部農産園芸課長通知)等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認すること。同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものや、作物の名称や形状が似ているが異なる作物であるものは、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意する。

イ 散布した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意する。

(「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」(平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知)及び「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月社団法人日本植物防疫協会)参照)

ウ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農作物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにする。

エ 先般、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定の審議に当たり、基準値と水道事業者が実施した水道原水の水質調査の結果等と照らし合わせた結果、水稲用除草剤において、基準値案を上回る濃度の農薬成分が河川から検出された事例が見られた。これは、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流してしまったことがその一因と推察されたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる。

(「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について」(平成

23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

(2) 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適切に処理するよう指導する。

なお、平成22年4月1日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成24年4月1日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、農協及び販売店に持参するよう指導する。

(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号、消防法(昭和23年法律第186号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び「販売禁止農薬等の回収について」(平成23年12月13日付け23消安第4597号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第7条に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたっている又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を使用することは、農薬取締法第11条に違反する可能性があるため、農薬使用者に対し、このような資材を使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」(<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/f841.html>)に提供するよう指導する。

(4) その他の留意事項

ア やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わないよう指導する。

イ ヨウ化メチル剤を栗の収穫後のくん蒸に使用する際は、気密度等の確認を受けた施設でのみ作業を行うとともに、保護具を着用し、くん蒸終了後には十分な換気を行う等、安全なくん蒸を行うよう指導する。

ウ 不要となった農薬の水路等への投棄や、散布液の流出により、水産動植物に甚大な被害を与えることのないよう、散布液は必要な量だけを正確に調整し、不要となった農薬は関係法令を遵守して適正に処分するよう指導する。

4 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導の徹底

農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

#### (2) 農薬販売者の届出等に関する指導

農薬の販売に当たっては都道府県知事への届出が、毒劇物たる農薬の販売に当たっては都道府県知事等への登録が、それぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネットによる通信販売やオークション等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。

#### (3) 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導の徹底

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬（3の（2）参照）について農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の出があった場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導する。

#### (4) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第7条に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたっている又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を販売することは、農薬取締法第9条第1項に違反する可能性があるため、農薬販売者に対し、これら資材については、販売しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」（<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/f841.html>）に提供するよう指導する。

### 5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

#### (1) 蜜蜂の危害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、県農薬指導関係所属は畜産指導関係所属と連携し、蜜蜂被害の把握及び防止に努める。

また、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等に対して、これら関係者が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報共有を行うこと等を指導する。特に、平成26年度の被害事例調査では、平成25年度と同様、蜜蜂の被害の大半が水稻のカメムシ防除の時期に水田周辺で発生していた一方、周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害が報告されたことを踏まえ、以下の取組の実施に努める。

ア 水稻開花期のみならず、その直前及び開花期後2週間程度の時期においても、水田周辺の蜂場の蜜蜂が水田に飛来することがあることや殺虫剤の暴露により蜜蜂の被害が生じることなどを、養蜂家、水稻農家等の関係者に周知する。

イ 養蜂組合等と農業団体等とで蜂場設置場所、農薬散布計画等情報の相互共有を促進し、個々の養蜂家及び周辺の水稲農家等に伝えること。



ウ 農薬協同組合等の作物部会、防除組合等の協力を得て、水稻のみならず、一定の面積でまとまって栽培されている作物、あるいは共同防除を実施している作物に農薬を使用する場合は、農薬散布計画を養蜂組合等に伝える。

エ 無人航空機等による農薬散布の実施主体と散布実施計画を共有し、養蜂組合等に伝える。

オ 蜜蜂の被害の軽減のため、養蜂家及び水稻農家に対し、以下の対策を推進するよう指導を行う。

① 養蜂家は、蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所にはできるだけ巣箱の設置を避けるか、水稻のカメムシ防除実施時期（開花期直前～開花期後 2 週間程度）に巣箱を退避させる。

② 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前 8 時～12 時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。

カ 退避等の対策の実施に当たっては、巣箱の移動手手段の提供、共同の退避場所の設置等、地域の実態を考慮した取組を検討する。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成 17 年 9 月 12 日付け 17 消安第 5679 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成 21 年 7 月 24 日付け 21 消安第 4395 号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成 25 年 5 月 30 日付け 25 消安第 785 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「平成 26 年度の水稻の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成 26 年 6 月 20 日付け 26 消安第 1683 号・26 生畜 411 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知）参照）、「平成 27 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成 27 年 6 月 23 日付け 27 消安第 1990 号・27 生畜第 463 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知）、「蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について」（平成 27 年 7 月 31 日付け 27 消安第 2673 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「農薬の空中散布等による蜜蜂被害の軽減を図るための情報の活用について」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4649 号農林水産省消費・安全局安全管理課長、植物防衛機課長連名通知）参照）

## （2）水産動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水産動植物の被害の防止、河川、水道水源等の公共用水域の水質汚濁の防止等環境の保全を図るため、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を踏まえて、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水及び底質の調査等を必要に応じて行い、それらの結果を活用して農薬使用者等を指導する。また、特定の農薬を地域で集中して使用する場

合、その農薬に感受性の高い生物種に著しい被害が生じるおそれが懸念されることから、できるだけ集中させず多様な農薬を組み合わせるように指導するよう努める。

### (3) 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例があったことから、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていないものの、環境及び衛生関係当局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処する。

## 別記 1

### 農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

#### 【人に対する事故】

#### 1 農薬散布前

##### (1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（オ、カ）

##### (2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- カ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

#### 2 農薬散布中

##### (1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（イ、ウ）
- ③ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（エ）
- ④ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（オ）
- ⑤ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（カ）

##### (2) 防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。

ウ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。

エ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。

オ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。

カ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

### 3 農薬散布後

#### (1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸剤使用後の被覆管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

#### (2) 防止対策

ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

イ 土壌くん蒸剤を使用した際は適正な資材により被覆を完全に行う。

ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

### 4 保管、廃棄

#### (1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

#### (2) 防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移替えしない。

ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し

替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。

エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等によりなど適正に処理する。

## 5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

### 【周囲の農作物、家畜等への被害】

#### (1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ク）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（ケ）

#### (2) 防止対策

ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。

イ 飛散低減ノズルを使用する。

ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。

オ 薬剤が周囲の圃場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。

キ 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前 8 時から 12 時）における農薬の散布をさける、蜜蜂に暴露しにくい形態（粒状の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。

- ク 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- ケ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。

## 別記2

### 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

#### 1 適用のない作物への使用、飛散等

##### (1) 原因

- ① 使用する農薬の適用の無い作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

##### (2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

## 2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

### (1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの  
(ア)
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの(イ)
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの(ウ、エ)
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの(オ)

### (2) 防止対策

- ア 常日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

## 3 環境への流出

### (1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したものの(ア、イ)

### (2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。



毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人は農家等であり、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。